

栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律 施行条例施行規則

令和5年2月13日
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 条例第3条で定める実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 開示の実施方法

(2) 法定代理人又は任意代理人が開示請求をしようとする場合の本人の状況

2 法第77条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書（様式第1号）によるものとする。

(開示決定通知書)

第4条 法第82条第1項の書面は、開示決定通知書（様式第2号）とする。

2 法第82条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第3号）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第5条 法第83条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第4号）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第6条 法第84条の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）とする。

(第三者意見照会書等)

第7条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第6号）により行うものとする。

2 法第86条第2項の書面は、第三者意見照会書（様式第7号）とする。

3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第8号）とする。

4 法第86条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第9号）とする。

（開示請求の費用負担）

第8条 条例第4条の費用の額は、別表のとおりとする。

（訂正請求書）

第9条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書（様式第10号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第10条 法第93条第1項の書面は、訂正決定通知書（様式第11号）とする。

2 法第93条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（様式第12号）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第11条 法第94条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（様式第13号）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第12条 法第95条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第14号）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第13条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第15号）とする。

（利用停止請求書）

第14条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書（様式第16号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第15条 法第101条第1項の書面は、利用停止決定通知書（様式第17号）とする。

2 法第101条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第18号）とする

（利用停止決定等期限延長通知書）

第16条 法第102条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第19号）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第17条 法第103条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第20号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第18条 法第105条第3項の規定により準用する同条第2項に規定する通知は、諮問をした旨の通知書（様式第21号）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年規則第8号。）は、廃止する。

別表（第8条関係）

区分		金額
写しの作成に要する費用	日本産業規格A列3番以内の大きさの用紙を使用した場合	1枚につき10円
	その他の場合	広域連合長が定める額
写しの送付に要する費用		郵便料金の額

備考

- 1 その他の場合とは、日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙を使用した場合のほかに、色刷りの写しを作成するとき、写しの発行を業務委託するとき等の通常の乾式複写機では写しを作成できない場合を含む。
- 2 1枚の両面に複写した場合の写しの作成に要する費用は、2枚として計算する。

様式第1号（第3条第2項関係）

開示請求書

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

あて

請求者 住所又は居所

氏名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請
します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してく
ださい。

<p>ア 事務所における開示の実施を希望する。</p> <p><実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p><実施の方法> 年 月 日</p> <p>イ 写しの送付を希望する。</p>
--

3 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人</p>
<p>イ 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

（ア）本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人

任意代理人委任者

（イ）本人の氏名

（ウ）本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

様式第2号（第4条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

様式第3号（第4条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
法律第84条の規定 （開示決定等の期限の特 例）を適用する理由	
残りの保有個人情報につ いて開示決定等をする期 限	<p>（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行 い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行 う予定です。） 年 月 日</p>

様式第6号（第7条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、別添「第三者開示決定等意見書」を提出ください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている ()に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

様式第7号（第7条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、別添「第三者開示決定等意見書」を提出ください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号 又は第2号の規定の適用 区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている ()に関する情報 の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

様式第8号（第7条第3項関係）

第三者開示決定等意見書

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 あて

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的内容
連絡先	

様式第9号（第7条第4項関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示することとした 理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第10号（第9条関係）

訂正請求書

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

あて

請求者 住所又は居所

氏名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

様式第11号（第10条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第12号（第10条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした 理由	

※ この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第13号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第14号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
法第95条の規定 （訂正決定等の期限の特 例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

様式第15号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有 個人情報を特定するた めの情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

様式第16号（第14条関係）

利用停止請求書

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

あて

請求者 住所又は居所

氏名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

様式第17号（第15条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、利用停止することを決定したので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第18号（第15条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止決定しないこと とした理由	

※ この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第19号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第20号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様式第21号（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

諮問をした旨の通知書

年 月 日付け広域連合長に対する審査請求について、次のとおり栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により準用する同条第2項の規定により、通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定 等（訂正決定等、利用停 止決定等）	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・諮問 号